

生活交通確保維持改善計画
(地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画) について

1. 生活交通確保維持改善計画として申請する補助事業

「生活交通確保維持改善計画」とは、「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金を活用するために作成する計画書である。

「地域公共交通確保維持改善事業」とは、地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みについて、国が支援するために創設された事業である。

加東市では、平成26年10月に運行開始した、東条地域を循環する4路線が「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の対象路線として該当する。

「生活交通確保維持改善計画」を作成し、加東市地域公共交通活性化協議会の協議を経て国に申請することにより、補助対象路線の運行経費の一部について、国から補助金の交付を受けることができる。

2. 国からの補助額

補助額については、定められた計算方法に基づいて算出した対象路線にかかる補助対象経費の2分の1が国からの補助額となる。

ただし、次の式に基づいて計算される国の補助上限額を、補助対象経費の2分の1の額が上回る場合は補助上限額が補助額となる。

<国の補助上限額の算定式>

【平成28年度】

加東市の場合

《財政力指数0.5以上1.0未満》

対象人口 40,181 人 × 150 円 × 0.7 (補正係数) + 250 万円 (基礎定額) = 6,719 千円

3. 計画見直しに係る基準について

昨年5月の地域公共交通活性化協議会において、本路線の継続については、一定の基準を設け、それに達しないようであれば現路線を見直すことも視野に入れてはどうかとのご意見をいただいた。

本年度は、生活交通確保維持改善計画とは別に、最低限クリアすべき乗車人数の基準を次のとおり定める。

今後、地域の方に周知を図り、利用促進に努めていくが、本年度の実績が出た段階で見直し基準の数値を上回らない場合は、地元ニーズを調査した上で、ルートやダイヤを見直すなど、計画の変更を行います。

路線名	運行回数 (1日当たり)	1日当たりの利用者数		
		平成28年5月実績	見直し基準値	確保維持計画
①天神電鉄小野駅線 (南山経由)	0.5回	2.0人	1.0人	3.0人
②天神松沢線 (南山経由)	1.0回	0.6人	1.0人	1.0人
③天神電鉄小野駅線 (東地区循環南山経由)	0.5回	3.8人	3.0人	5.8人
④天神松沢線 (東地区循環南山経由)	1.5回	2.4人	2.0人	3.4人

※運行回数は往復で1回とする。したがって片道のみの場合は0.5回となる。

<見直し基準の考え方>

国の補助対象の基準として、運行回数1回当たり1人以上という実績が必要であり、見直し基準値の1日当たりの利用者数は、①0.5人、②1.0人、③0.5人、④1.5人をクリアすることとなる。

①電鉄小野駅7:10発 → 南山経由 → 天神7:57着

天神にて社三田線に接続する路線。

1日1便であるため、補助対象基準は0.5人であるが、電鉄小野駅発の朝の便で利用もあることから、過去からの利用実績を鑑み、1.0人とした。

②松沢9:35発 → 南山経由 → 天神9:59着

天神10:52発 → 南山経由 → 松沢11:15着

南山経由の循環路線であり、天神にて社三田線に接続する路線

1日2便(1往復)であるため、見直し基準を補助対象基準1.0人と同様にした。

③電鉄小野駅16:50発 → 南山 → 天神17:40着 → 貞守 → 天神17:58着

夕方であるので高校生も利用する路線。南山および東条東地区を循環。

1日1便であるが、最も利用者の多い路線であるので、過去の利用実績を鑑み、見直し基準を3.0人とした。

④天神8:45発 → 貞守 → 天神9:02着 → 南山 → 松沢9:25着

松沢11:25発 → 南山 → 天神11:49着 → 貞守 → 天神12:07着

天神14:10発 → 貞守 → 天神14:27着 → 南山 → 松沢14:50着

東条地内を循環する。1日1.5往復し、天神にて社三田線に接続する路線。

補助対象基準は1.5人であるが、過去の利用実績を鑑み、見直し基準を2.0人とした。

地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画

(名 称) 加東市地域公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長 土井 勉

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

少子高齢化の進展やマイカーなどの普及により、路線バスをはじめとした公共交通機関を利用する者は年々減少しており、学生や高齢者など移動手段を持たない者にとって重要な役割を果たす公共交通機関の維持確保が厳しい状況にある。

本市東条地域においては、広域幹線路線である社三田線や天神電鉄小野駅線を中心に路線バスが運行しているが、公共交通サービスは十分ではない。

天神電鉄小野駅線については、学生利用に特化した朝夕のみの運行ダイヤとなっていたが、平成26年10月から、東条地域内において路線バスの拡充を行ったため、昼間の買い物、通院および市役所への移動手段の確保につながっている。

さらに、市内において最も人口増加が著しい南山地区にとっては公共交通サービスの充実が不可欠であり、本年度も引き続き拡充路線を継続運行することで、交通空白地等における移動手段を確保する。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本取組の考え方を次のとおりとする。

- ① 天神電鉄小野駅線（南山経由）
 - ・運行回数：1日0.5回
 - ・利用者数：1日当たり3.0人超の利用者数
- ② 天神松沢線（南山経由）
 - ・運行回数：1日1.0回
 - ・利用者数：1日当たり1.0人超の利用者数
- ③ 天神電鉄小野駅線（東地区循環南山経由）
 - ・運行回数：1日0.5回
 - ・利用者数：1日当たり5.8人超の利用者数
- ④ 天神松沢線（東地区循環南山経由）
 - ・運行回数：1.5回
 - ・利用者数：1日当たり3.4人超の利用者数

(2) 事業の効果

- ① 天神電鉄小野駅線（南山経由）

当該路線は、電鉄小野駅から、公共交通機関がない南山を経由し、広域幹線路線社三田線の天神バス停を結ぶ路線である。当該地域で生活する住民の通院や買い物などの日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、天神バス停から広域幹線路線への接続を図り、赤字路線である社三田線の収支状況の改善を目指す。

② 天神松沢線（南山経由） 当該路線は、既存路線である天神電鉄小野駅線が運行しない昼間において、天神バス停から公共交通機関がない南山を経由し、松沢バス停までを結ぶ路線である。当該地域で生活する住民の通院や買い物などの日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、天神バス停から広域幹線路線への接続を図り、赤字路線である社三田線の収支状況の改善を目指す。 ③ 天神電鉄小野駅線（東地区循環南山経由） 当該路線は、電鉄小野駅から、公共交通機関がない南山を経由し、東条地域の東部を循環する路線である。これまで、学生の通学（帰宅）用として利用されてきたところであるが、今回の取組により、当該地域で生活する住民の通院や買い物などの日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、天神バス停から広域幹線路線への接続を図り、赤字路線である社三田線の収支状況の改善を目指す。 ④ 天神松沢線（東地区循環南山経由） 当該路線は、社三田線の天神バス停から公共交通機関が充実していない本市東条地域の東部及び南山を経由して、松沢バス停までを結ぶ路線である。当該地域で生活する住民の通院や買い物などの日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、天神バス停から広域幹線路線への接続を図り、赤字路線である社三田線の収支状況の改善を目指す。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別表１のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別表２のとおり なお、加東市から運行事業者への補助金額については、運行経費から運行収入及び国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
神姫バス株式会社
6. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法 （活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る）
該当なし
7. 別表１及び別表３の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足り ると認めた系統の概要
該当なし
8. 別表１及び別表３の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤 が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
表５のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

該当なし	
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	
該当なし	
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画	
該当なし	
14. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成25年10月10日 加東市東条地域における公共交通の現状及び新たな交通手段確保の必要性 ・平成26年6月27日 計画内容、費用負担等について説明・協議・承認 ・平成27年5月28日 計画内容、費用負担等について説明・協議・承認 ・平成28年6月14日 計画内容、費用負担等について説明・協議・承認	
15. 利用者等の意見の反映状況	
利用者として、加東市区長会、加東市連合婦人会、加東市老人クラブ連合会等の住民に協議会に参画していただいているほか、次の公共交通に関するアンケート調査を実施。また、対象地区区長等に説明会を開催。 ○住民アンケート ・調査対象：南山地区住民425世帯 ・調査方法：自治会を通じてアンケート調査票を配布 ・調査期間：平成24年8月30日～9月10日 ○住民説明会・意見交換会 ・市政懇談会（平成24年11月） ・東条地域まちづくり協議会総会（平成26年5月23日） ・東条地域区長会幹事会（平成26年6月19日） ・東条地域区長会（平成26年6月25日）	
16. 協議会メンバーの構成	
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神姫バス株式会社 播州交通株式会社 公益社団法人兵庫県バス協会
鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社
住民又は利用者の代表	加東市区長会 加東市連合婦人会 加東市老人クラブ連合会 加東市身体障害者福祉協議会 加東市連合PTA 加東市商工会 加東市観光協会 加東市社会福祉協議会 加東市民生児童委員連合会
神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員	神戸運輸監理部兵庫陸運部

兵庫県の職員	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	神姫バス労働組合
道路管理者、兵庫県社警察署長、学識経験者その他協議会が必要と認める者	学識経験者 兵庫県加東警察署

※４．（表２）及び１２．（表７及び表９）については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※６．については、活性化法法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。

※７．（表３）及び８．（表４）については、要綱第１７条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。

※９．（表５）については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。

※１０．～１３．については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

※１３．については、減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。

※１．～２．、６．～８．、１０．～１１．及び１４．～１６．については、再編特例の適用を受ける場合において、記入を要しない。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特 例措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 措置	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
加東市	神姫バス株式会社	天神電鉄小野駅線 (1) (南山経由)	868	868		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
	神姫バス株式会社	天神松沢線(南山経 由)	934	934		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
	神姫バス株式会社	天神電鉄小野駅線 (3) (東地区循環南山経 由)	1,032.5	1,032.5		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
	神姫バス株式会社	天神松沢線(東地区 循環南山経由)	2,418.5	2,418.5		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				5,253					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				5,253					
								国庫補助 上限額 (千円)	6,719

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名		神姫バス株式会社						29年度							
1. 申請事業者の概要															
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送														
	営業収益	9,700,139 千円		営業外収益	19,858 千円		経常収益(イ)	9,719,997 千円							
	営業費用	10,329,491 千円		営業外費用	18,103 千円		経常費用(ロ)	10,347,594 千円							
	営業損益	▲ 629,352 千円		営業外損益	1,755 千円		経常損益	▲ 627,597 千円							
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		25,260,809.0 km				経常収支率		93.93 %							
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送														
	営業収益	9,930,446 千円		営業外収益	24,974 千円		経常収益(イ')	9,955,420 千円							
	営業費用	10,780,927 千円		営業外費用	14,054 千円		経常費用(ロ')	10,794,981 千円							
	営業損益	▲ 850,481 千円		営業外損益	10,920 千円		経常損益	▲ 839,561 千円							
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		25,590,890.0 km				経常収支率		92.22 %							
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送														
	営業収益	9,828,438 千円		営業外収益	21,599 千円		経常収益(イ'')	9,850,037 千円							
	営業費用	10,580,891 千円		営業外費用	31,809 千円		経常費用(ロ'')	10,612,700 千円							
	営業損益	▲ 752,453 千円		営業外損益	▲ 10,210 千円		経常損益	▲ 762,663 千円							
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		25,156,894.0 km				経常収支率		92.81 %							
(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)															
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''= a		補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b		補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c		平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d								
北近畿	421円. 86銭		421円. 82銭		409円. 63銭		▲ 1.44 %								
	円 銭		円 銭		円 銭		%								
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。															
2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益															
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ		地域キロ当たり 標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ		キロ当たり経常収益 イ÷ハ								
北近畿	403円. 75銭		373円. 59銭		373円. 59銭		384円. 78銭								
	円 銭		円 銭		円 銭		円 銭								
3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合															
補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗り入れ部分以外 のキロ程の比率	計画実車走行キロ	
			起点	主な 経由地	終点			チ		リ					ヌ
北近畿	1	天神電鉄小 野駅線(南 山経由)	天神	南山	電鉄 小野 駅	242 日	121.0 回	復 22.6km	(平均) 22.6km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,469.2km
	2	天神松沢線 (南山経由)	天神	南山	松沢	242 日	242.0 回	往 11.4km 復 11.4km	11.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,517.6km
	3	天神電鉄小 野駅線(東 地区循環南 山経由)	天神	秋津・ 南山	電鉄 小野 駅	242 日	121.0 回	復 30.5km	30.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	7,381.0km
	4	天神松沢線 (東地区循 環南山経 由)	天神	秋津・ 南山	松沢	242 日	363.0 回	往 19.3km 復 19.3km	19.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	14,011.8km
合計		4系統						復 30.7km 復 83.8km	83.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		32,379.6km
補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)					
		ヘ×ラ以下の 額:フ	ト	ト×ラ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ					
北近畿	1	2,043,238 円	56円. 02銭	306,384 円	1,736,854 円	1,736,854 円	1,736千円	868 千円							
	2	2,061,320 円	35円. 02銭	193,226 円	1,868,094 円	1,868,094 円	1,868千円	934 千円							
	3	2,757,467 円	93円. 74銭	691,894 円	2,065,573 円	2,065,573 円	2,065千円	1,032.5 千円							
	4	5,234,668 円	28円. 36銭	397,374 円	4,837,294 円	4,837,294 円	4,837千円	2,418.5 千円							
合計		12,096,693 円		1,588,878 円	10,507,815 円	10,507,815 円	10,506 千円	5,253 千円	6,719千円	5,253 千円					

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合												
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要				
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合					
北近畿	1	1,901,805 円														
	2	2,034,505 円														
	3	2,288,184 円														
	4	5,259,890 円														
合計		11,484,384 円	6,231,384 円		円		%	6,231,384	円	100	%		円		%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² =ノ
北近畿	1				0.00 %	56円. 02銭
	2				0.00 %	35円. 02銭
	3				0.00 %	93円. 74銭
	4				0.00 %	28円. 36銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 措置	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
加東市	神姫バス株式会社	天神電鉄小野駅線 (1) (南山経由)	865	865		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
	神姫バス株式会社	天神松沢線(南山経 由)	930	930		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
	神姫バス株式会社	天神電鉄小野駅線 (3) (東地区循環南山経 由)	1,029	1,029		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
	神姫バス株式会社	天神松沢線(東地区 循環南山経由)	2,409	2,409		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				5,233					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				5,233					
								国庫補助 上限額 (千円)	6,719

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名

神姫バス株式会社

30年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	9,700,139 千円	営業外収益	19,858 千円	経常収益(イ)	9,719,997 千円
	営業費用	10,329,491 千円	営業外費用	18,103 千円	経常費用(ロ)	10,347,594 千円
	営業損益	▲ 629,352 千円	営業外損益	1,755 千円	経常損益	▲ 627,597 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		25,260,809.0 km		経常収支率	93.93 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	9,930,446 千円	営業外収益	24,974 千円	経常収益(イ')	9,955,420 千円
	営業費用	10,780,927 千円	営業外費用	14,054 千円	経常費用(ロ')	10,794,981 千円
	営業損益	▲ 850,481 千円	営業外損益	10,920 千円	経常損益	▲ 839,561 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		25,590,890.0 km		経常収支率	92.22 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	9,828,438 千円	営業外収益	21,599 千円	経常収益(イ'')	9,850,037 千円
	営業費用	10,580,891 千円	営業外費用	31,809 千円	経常費用(ロ'')	10,612,700 千円
	営業損益	▲ 752,453 千円	営業外損益	▲ 10,210 千円	経常損益	▲ 762,663 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		25,156,894.0 km		経常収支率	92.81 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''= a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
北近畿	421円. 86銭	421円. 82銭	409円. 63銭	▲ 1.44 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^2=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北近畿	403円. 75銭	373円. 59銭	373円. 59銭	384円. 78銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗り入れ部分以外 のキロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	(チー(リ+ヌ))÷チ=ル	ヲ			
北近畿	1	天神電鉄小 野駅線(南 山経由)	天神	南山	電鉄 小野 駅	241 日	120.5 回	往 22.6km 復 22.6km	(平均) 22.6km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	5,446.6km
	2	天神松沢線 (南山経由)	天神	南山	松沢	241 日	241.0 回	往 11.4km 復 11.4km	11.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,494.8km
	3	天神電鉄小 野駅線(東 地区循環南 山経由)	天神	秋津・ 南山	電鉄 小野 駅	241 日	120.5 回	往 30.5km 復 30.5km	30.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	7,350.5km
	4	天神松沢線 (東地区循 環南山経 由)	天神	秋津・ 南山	松沢	241 日	361.5 回	往 19.3km 復 19.3km	19.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	13,953.9km
合計		4系統						往 30.7km 復 83.8km	83.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		32,245.8km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:フ	ト	ト×ヲ以上 の額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
北近畿	1	2,034,795 円	55円. 84銭	304,138 円	1,730,657 円	1,730,657 円	1,730千円	865 千円		
	2	2,052,802 円	34円. 93銭	191,933 円	1,860,869 円	1,860,869 円	1,860千円	930. 千円		
	3	2,746,073 円	93円. 40銭	686,536 円	2,059,537 円	2,059,537 円	2,059千円	1,030 千円		
	4	5,213,037 円	28円. 29銭	394,755 円	4,818,282 円	4,818,282 円	4,818千円	2,409 千円		
合計		12,046,707 円		1,577,362 円	10,469,345 円	10,469,345 円	10,467 千円	5,233 千円	6,719千円	5,233 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
北近畿	1	1,894,926 円																		
	2	2,026,592 円																		
	3	2,281,228 円																		
	4	5,239,132 円																		
合計		11,441,878 円	6,208,878 円		円		%	6,208,878	円	100	%		円		%		円		%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = ノ
北近畿	1				0.00 %	55円. 84銭
	2				0.00 %	34円. 93銭
	3				0.00 %	93円. 40銭
	4				0.00 %	28円. 29銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。
- 「平均増減率」は％以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 措置	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
加東市	神姫バス株式会社	天神電鉄小野駅線 (1) (南山経由)	862	862		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
	神姫バス株式会社	天神松沢線(南山経 由)	926.5	926.5		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
	神姫バス株式会社	天神電鉄小野駅線 (3) (東地区循環南山経 由)	1,026.5	1,026.5		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
	神姫バス株式会社	天神松沢線(東地区 循環南山経由)	2,399	2,399		乗合バス型	①	起点を補助対象地 域間幹線系統の停 留所とし、乗継に配 慮したダイヤとする	③
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				5,214					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				5,214					
								国庫補助 上限額 (千円)	6,719

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名				神姫バス株式会社				31年度							
1. 申請事業者の概要															
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況		乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送													
		営業収益		9,700,139 千円		営業外収益		19,858 千円		経常収益(イ)		9,719,997 千円			
		営業費用		10,329,491 千円		営業外費用		18,103 千円		経常費用(ロ)		10,347,594 千円			
		営業損益		▲ 629,352 千円		営業外損益		1,755 千円		経常損益		▲ 627,597 千円			
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)				25,260,809.0 km				経常収支率				93.93 %			
基準期間の前年度の 損益状況		乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送													
		営業収益		9,930,446 千円		営業外収益		24,974 千円		経常収益(イ')		9,955,420 千円			
		営業費用		10,780,927 千円		営業外費用		14,054 千円		経常費用(ロ')		10,794,981 千円			
		営業損益		▲ 850,481 千円		営業外損益		10,920 千円		経常損益		▲ 839,561 千円			
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')				25,590,890.0 km				経常収支率				92.22 %			
基準期間の前々年度の 損益状況		乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送													
		営業収益		9,828,438 千円		営業外収益		21,599 千円		経常収益(イ'')		9,850,037 千円			
		営業費用		10,580,891 千円		営業外費用		31,809 千円		経常費用(ロ'')		10,612,700 千円			
		営業損益		▲ 752,453 千円		営業外損益		▲ 10,210 千円		経常損益		▲ 762,663 千円			
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')				25,156,894.0 km				経常収支率				92.81 %			
(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)															
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''= a		補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b		補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c		平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d							
北近畿		421円. 86銭		421円. 82銭		409円. 63銭		▲ 1.44 %							
		円 銭		円 銭		円 銭		%							
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。															
2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益															
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ		地域キロ当たり 標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ		キロ当たり経常収益 イ÷ハ							
北近畿		403円. 75銭		373円. 59銭		373円. 59銭		384円. 78銭							
		円 銭		円 銭		円 銭		円 銭							
3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合															
補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗り入れ部分以外 のキロ程の比率	計画実車走行キロ	
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ					
北近畿	1	天神電鉄小 野駅線(南 山経由)	天神	南山	電鉄 小野 駅	240 日	120.0 回	復 22.6km	(平均) 22.6km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,424.0km
	2	天神松沢線 (南山経由)	天神	南山	松沢	240 日	240.0 回	往 11.4km 復 11.4km	11.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,472.0km
	3	天神電鉄小 野駅線(東 地区循環南 山経由)	天神	秋津・ 南山	電鉄 小野 駅	240 日	120.0 回	復 30.5km	30.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	7,320.0km
	4	天神松沢線 (東地区循 環南山経 由)	天神	秋津・ 南山	松沢	240 日	360.0 回	往 19.3km 復 19.3km	19.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	13,896.0km
合計		4系統						復 30.7km 復 83.8km	83.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		32,112.0km
補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)					
		ヘ×ラ以下の 額:フ	ト	ト×ラ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ					
北近畿	1	2,026,352 円	55円. 66銭	301,899 円	1,724,453 円	1,724,453 円	1,724千円	862 千円							
	2	2,044,284 円	34円. 83銭	190,589 円	1,853,695 円	1,853,695 円	1,853千円	926.5 千円							
	3	2,734,678 円	93円. 06銭	681,199 円	2,053,479 円	2,053,479 円	2,053千円	1,027 千円							
	4	5,191,406 円	28円. 22銭	392,145 円	4,799,261 円	4,799,261 円	4,799千円	2,400 千円							
合計		11,996,720 円		1,565,832 円	10,430,888 円	10,430,888 円	10,429 千円	5,214 千円	6,719千円	5,214 千円					

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
北近畿	1	1,888,041 円																		
	2	2,018,731 円																		
	3	2,274,251 円																		
	4	5,218,365 円																		
合計		11,399,388 円	6,185,388 円		円		%	6,185,388	円	100	%		円		%		円		%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+(g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = ノ
北近畿	1				0.00 %	55円. 66銭
	2				0.00 %	34円. 83銭
	3				0.00 %	93円. 06銭
	4				0.00 %	28円. 22銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。
- 「平均増減率」は％以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	加東市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	40,181
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
40,181	$40,181 \times 0.15 \times 0.7 + 2,500$	6,719

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

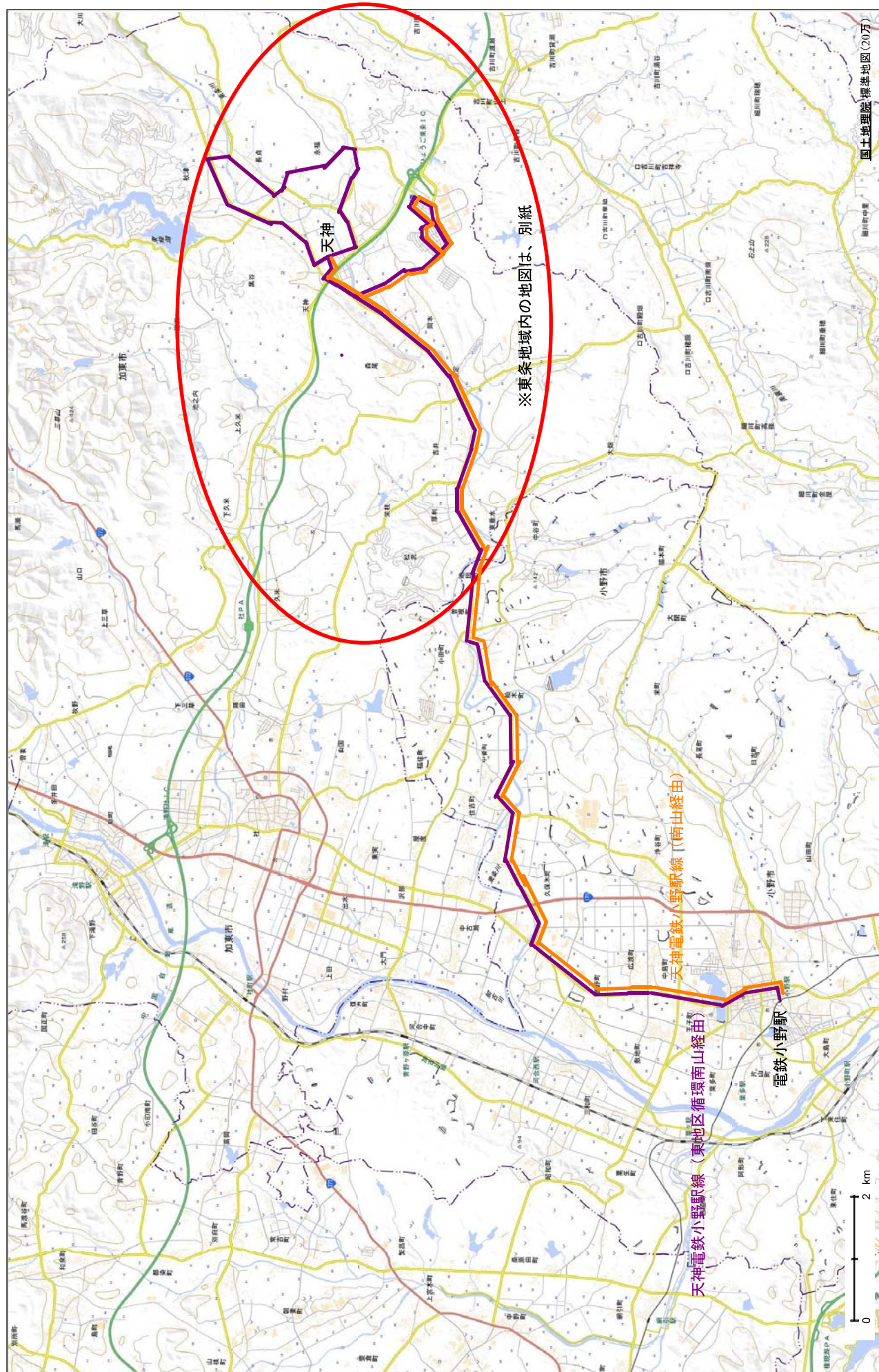
1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

現況時刻表

電鉄 小野駅	松沢	新定	南山 中央	天神	貞 守 公民館	天神	
7:06 ←	6:41 ←	6:35 ←	←	6:30			既存路線 (計画外)
7:10 →	7:33 →	7:39 →	→ 7:46	7:57			①天神電鉄小野駅線 (南山経由)
	9:25 ←	9:19 ←	← 9:08	9:02	← 8:53	← 8:45	④天神松沢線 (東地区循環南山経由)
	9:35 →	9:41 →	→ 9:48	9:59			②天神松沢線 (南山経由)
	11:15 ←	11:09 ←	← 10:58	10:52			②天神松沢線 (南山経由)
	11:25 →	11:31 →	→ 11:38	11:49	→ 11:57	→ 12:07	④天神松沢線 (東地区循環南山経由)
	14:50 ←	14:44 ←	← 14:33	14:27	← 14:18	← 14:10	④天神松沢線 (東地区循環南山経由)
16:50 →	17:13 →	17:19 →	→ 17:26	17:40	→ 17:48	→ 17:58	③天神電鉄小野駅線 (東地区循環南山経由)
18:41 ←	18:16 ←	18:10 ←	←	18:05			既存路線 (計画外)
18:50 →	19:13 →	19:19 →	→	19:25			既存路線 (計画外)

※ 土・日・祝日は、運休します。 ※ 停留所の一部のみを掲載しています。

路線図①



路線図②

